

## 御意見の概要及び御意見に対する考え方

No	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	7ページの改正後欄の「二重傍線」、同改正前欄の「加える」、8ページの改正後欄の「二重傍線」、同改正前欄の「加える」について、1ページの条文に記載が漏れているのではないかと？	御意見を踏まえ、修正いたします。
2	<p>冒頭の「次の表により～改める」との文言について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新第6条第2項のただし書きについて、改正前欄に傍線を付した規定がないことから、「改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え」との文言を追加するか、「記録しなければならない。」を改めることとして傍線を付すことが必要ではないか。</li> <li>・新第7条及び新別表を追加していることから「改正後欄に二重傍線をふした規定で改正欄前にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える」との文言が必要ではないか。</li> <li>・旧第7条を第8条への移動について、一般的には「第7条」の文言を「第8条」に改正するのではなく、「第7条を第8条に移動」させるのではないかと。そうすると、「改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその表記部分に二重傍線を付した</li> </ul>	御意見を踏まえ、修正いたします。

	規定は、その表記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し」といった文言が必要ではないか。	
3	何でもかんでもスマホ、パソコン、タブレット、デジタル任せにしてしまうのは良くないかと思われます。	今後の参考とさせていただきます。
4	行政機関は正確さが求められますのでスピーディーさと簡易さを推進しながらもさらに正確無比、という観点も今後も重視してほしいです。	今後の参考とさせていただきます。
5	クラウドサービスは、信頼のおけるサービスを利用する必要がある。日本国内に企業とデータベースが設置されていることが必要である。また、情報セキュリティ対策にはアナログ的な対策も必要である。	今後の参考とさせていただきます。
6	電子特別送達郵便制度の創設を求めます。	今後の参考とさせていただきます。